

市庁舎整備に関する調査特別委員会(第8回)

日 時：平成25年6月24日(月)

午後2時から

場 所：鳥取市役所6階 全員協議会室

— 日 程 —

1 開 会

2 報告案件

市庁舎整備について

- ・鳥取市庁舎整備推進本部の設置について
- ・鳥取市庁舎整備の基本方針(案)について
- ・市民説明・意見交換会の開催について

3 その他

4 閉 会

第1回 鳥取市庁舎整備推進本部会議

日時：平成25年6月7日（金）

午後1時～

場所：鳥取市役所本庁舎4階第2会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 鳥取市庁舎整備専門家委員会の報告について
- (2) 市庁舎整備の基本的な考え方（たたき台）について
- (3) 鳥取市庁舎整備推進本部の設置について
- (4) 専門部会の設置について
- (5) 今後のスケジュールについて
- (6) その他

3 閉 会

鳥取市庁舎整備推進本部設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、鳥取市の庁舎整備を推進するため、鳥取市庁舎整備推進本部（以下「推進本部」という。）の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について、審議し、決定し、推進する。

- （1）市庁舎整備の全体構想の取りまとめに関すること。
- （2）市民への情報提供と説明に関すること。
- （3）その他市庁舎整備に関連する事項に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（本部長等の職務）

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（本部会議）

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。
- 3 会議は、原則として公開で開催するものとする。

（幹事会）

第6条 推進本部に、庁舎整備について庁内で調整するため、幹事会を置くことができるものとする。

- 2 幹事会の会議は、幹事長が招集し、これを主宰する。
- 3 幹事長は、総務部庁舎整備局長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、本部員の出席を求めることができる。

（専門部会）

第7条 推進本部に、専門的事項の検討及び調整並びに推進本部の会議により付託された事項等の調査、検討等をさせるため、専門部会を置くことができるものとする。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務部庁舎整備局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月 日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長
総務部長
庁舎整備局長
総務調整監
防災調整監
人権政策監
企画推進部長
福祉保健部長
健康子育て推進局長
経済観光部長
農林水産部長
都市整備部長
環境下水道部長
会計管理者
市議会事務局長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長

別表（第6条関係）

庁舎整備局長
行財政改革課長
職員課長
財産経営課長
情報政策室長
危機管理課長
広報室長
中心市街地整備課長
道路課長
建築指導課

鳥取市庁舎整備推進本部 専門部会の設置について（案）

1 設置及び検討事項等

鳥取市庁舎整備推進本部設置要綱第7条の規定により、次の専門部会を設置し、市庁舎に必要な機能等に関する事項について調査検討するものとする。

部会名	調査検討事項	主管課	関係課
防災機能強化部会	災害対策拠点に関すること。 関係機関との連携に関すること。 など	危機管理課	財産経営課 情報政策室 建築指導課
窓口サービス機能強化部会	窓口サービス機能強化に関すること。 各庁舎の窓口の連携に関すること。 など	市民課 保険年金課	市民税課 固定資産税課 徴収課 市民総合相談課 高齢社会課 障がい福祉課 生活福祉課 児童家庭課 保健医療福祉連携課 中央保健センター 建築住宅課 下水道経営課 生活環境課 出納室 学校教育課 行財政改革課 職員課

関係課については、必要に応じて追加または調整するものとする。

必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

窓口サービス機能強化部会は、FM推進プロジェクトチーム内に設置の「窓口サービスのあり方検討部会」（事務局：情報政策室）と連携し、作業に当たる。

新たな専門部会の設置について、庁内に同種の組織が設置されているとき、これを活用することが適切と考えられる場合は、当該組織をもって専門部会にかえることができる。

2 鳥取市庁舎整備推進本部への報告

専門部会は、調査検討結果について鳥取市庁舎整備推進本部へ報告するものとする。

3 部会員

部会員は主管課、関係課の課長（又は課長級職員）とする。

必要があると認めるときは、課長級以外の職員も参加することができる。

4 部会の運営等

部会の運営と取りまとめは、調査検討事項の主管課が行う。

各部会の連絡調整は庁舎整備局が行う。

庁舎整備専門家委員会 第12回開催、報告書まとまる

【事務局】

鳥取市総務部庁舎整備局

鳥取市尚徳町116番地

TEL:0857-20-3012

FAX:0857-20-3029

平成25年5月24日に開催した第12回鳥取市庁舎整備専門家委員会の概要をお知らせします。第12回の委員会では、これまで議論してきた資料の整理を行ったうえで、鳥取市庁舎整備に関する報告書をまとめ、平成25年5月27日に市長に提出しました。

専門家委員会ニュースは、今回で最後となります。これまで関心をお寄せいただき、お読みいただいた皆様にお礼申し上げます。ありがとうございました。

鳥取市庁舎整備専門家委員会
委員長 小野 達也

専門家委員会に 届けられた意見の報告

市民の皆さんから届けられた意見（5月11日以降、5月22日まで延べ24件）について、市より報告を受けました。今後届けられた意見も含め、適正に取り扱うよう市に要請しました。

市庁舎整備の方策について

前回の委員会において議論された工事期間中の機能維持などについて整理を行い、市庁舎整備の方策及び効果、客観的な指標、比較対照など



第12回 鳥取市庁舎整備専門家委員会

【日時】平成25年5月24日(金)13:00～14:45

【会場】とりぎん文化会館第2会議室

【傍聴者】23人

をまとめました。

市民意識調査報告書

前回報告した速報版に、庁舎整備の考え方と、①年齢、②居住地域（本庁舎との距離）、③庁舎訪問頻度、④住民投票時の行動、などとの関係の分析を追加した市民意識調査報告書（案）について議論し、追加分析を加え、最終的な報告書とすることとしました。

鳥取市庁舎整備に関する 報告書について

前回までの委員会の議論を踏まえ、委員長と委員長代理でまとめた鳥取市庁舎整備に関する報告書（案）について議論しました。

議論を踏まえて修正を加え、最終的な報告書とすることとしました。

報告書の提出について

平成25年5月27日、小野委員長、遠藤委員長代理が「鳥取市庁舎整備に関する報告書」を市長に提出しました。

報告書の提出に際して、小野委員

長からは、次の趣旨のコメントが添えられました。

「報告書に述べた判断のポイントに基づいて方策決定をしていただきたいが、総じていえば、様々な機能を重視すれば新築移転、当座の費用の抑制を最優先すれば耐震改修が選択肢として考えられる。一方、現在地新築は本庁舎の場所が移らないことが特徴である。また、費用に関心をもつ市民も多いことから、いずれの方策を取るにしても、具体化の段階で費用を抑える努力が望まれる。なお、これまでの経緯から様々な思いを抱える市民も多く、今後の各段階において市民への丁寧な説明を期待したい」

鳥取市庁舎整備に関する報告書の概要については、次のページで紹介しています。



（於：市役所本庁舎3階第1応接室）

委員会では議論した市庁舎整備の方策の概要

委員会として市庁舎整備の主たる方策を挙げ、その効果などを比較対照しました。方策案の検討にあたっては、これまでの各所における検討・議論の過程において何らかの案が作成・提出されたものについて、一切排除することなく検討の対象とし、結果として3案を掲げることとなりました。現地新築案については、過去に具体的な検討がなされた経緯があり、検討の結果、3案の1つとなっています。

現本庁舎の耐震改修及び一部増築案(現在地)

現本庁舎を耐震改修(免震)するとともに、第2庁舎は使用しないこととし、不足する防災機能、市民機能、行政機能の面積を、増築する新第2庁舎で補う案。耐震改修部分の面積について、他都市事例を参考に2種(約18㎡:会議室、書庫倉庫、情報保護に配慮した窓口、相談受付スペースなどが必要程度確保できているかどうか不明、約24.4㎡:前記必要スペースを必要程度確保)、耐震性の不足する福祉文化会館の本庁機能の統合の有無の2種の計4案(A、A'、B、B'案)を検討した。

新築移転案(旧市立病院跡地)

現在の本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎、福祉文化会館、(文化センター)の本庁機能を統合し、旧市立病院跡地に新築する案。行政事務機能の面積は総務省基準(調査の結果、他都市の新築事例と同程度であることを確認)を参考としている。駅南庁舎を保健センター、図書館機能の拡充に利用する案と、現状どおり行政事務機能(用途は要検討)に利用する案の2種(C、C'案)を検討した。

現地新築案(現在の本庁舎敷地)

現在の本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎、福祉文化会館、(文化センター)の本庁機能を統合し、現在の本庁舎敷地に新築する案。行政事務機能の面積は総務省基準(調査の結果、他都市の新築事例と同程度であることを確認)を参考としている。駅南庁舎を保健センター、図書館機能の拡充に利用する案と、現状どおり行政事務機能(用途は要検討)に利用する案の2種(D、D'案)を検討した。

市庁舎整備の方策決定に当たってポイントとなる事項

市庁舎整備の方策及び効果の比較対照及び市民意識調査の結果によって明らかとなった、方策決定に当たって必要となる判断のポイントは次のとおりです。報告書においては、区分ごとに判断のポイントを示したうえで、それぞれの方策の特性をまとめています。この概要版においては、主なものを抜粋して掲載しています。

区分	判断のポイント
防災機能	本庁舎を耐震改修し災害対策拠点とするか、または新築し、その拠点をどこに置くか。
行政事務機能に必要な面積	職員一人あたりの面積、職員数をどう設定するか。
市民サービス機能	窓口機能をどこまで統合するか。市民スペース(市民交流スペース、情報コーナーなど)をどの程度もうけるか。
アクセス駐車場	庁舎の位置をどうするか。必要な駐車台数をどのように確保するか。
工事期間中の対応	工事期間中の庁舎機能(行政、防災、窓口、駐車場)をどう維持するか。
ライフサイクルコスト	庁舎整備に必要な費用の算定にあたっては、建設費等(ユニシャルコスト)のみならず、維持管理費(ランニングコスト)を含めたライフサイクルコストを見込む必要がある。
市の財政への影響	市庁舎整備に要する経費が市の財政(特に将来)にどう影響するか判断する必要がある。
市民意識調査の結果	市庁舎整備についての市民の意見は、耐震改修や新築移転、もう一度よく検討すべきなど様々であるが、それら意見の理由や背景など、この問題に関する市民意識の全体像を捉えた上で判断する必要がある。

市民意識調査の結果〔抜粋〕

- 回収率は**53.17%**であり、市民の関心が一定程度高いことがわかる。また、住民投票の際に投票した層は、1号案・2号案に投票した人とも8割以上の回収率と推定され、さらに関心が高いことがわかる。
- 現在の市民の意見は、「耐震改修を軸に進めるべき」が**32.2%**(※不明を除く、以下同じ)、「新築移転すべき」が**31.2%**、「もう一度よく検討して決めるべき」が**15.7%**などとなっている。
- 上記意見の理由としては、総じて、「耐震改修を軸に進めるべき」を選択した人は、費用を抑えることを重視し、「新築移転すべき」を選択した人は、効果を重視している傾向がある。
- 市庁舎整備を市政全体の中で重要と考える人は「新築移転すべき」を、重要ではないと考える人は「耐震改修を軸に進めるべき」を選ぶ傾向がある。
- 市庁舎(本庁舎・駅南庁舎・総合支所)の利用頻度が高い人は「新築移転すべき」を、利用頻度が低い人は「耐震改修を軸に進めるべき」を選ぶ傾向がある。
- 住民投票で1号案に投票した人は、「新築移転すべき」**75.8%**、「もう一度よく検討して決めるべき」**7.7%**、2号案に投票した人は、「耐震改修を軸に進めるべき」**57.7%**、「もう一度よく検討して決めるべき」**17.0%**などとなっている。
- 「本来重視すべきこと」として1位から3位に選ばれたものは様々なものがあるが、1位に選ばれたものを見ると、「整備・維持管理のための費用の抑制」がもっとも多いなど、市民が費用を重視していることがわかる。
- 回答者の**37.5%**が自由記載欄で意見を書いており、関心の高さがうかがえる。内容としては、住民投票や、検討過程、財政・費用に関するものが多い。なお、様々な批判や批難も相当数述べられている。

方策及び効果の比較対照〔抜粋〕

区分	防災機能	市民サービス機能	市の財政への影響
現本庁舎の耐震改修及び一部増築案(現在地)	①災害対策拠点本部として必要な電気を含めたライフライン機能を満たすためには、洪水時の地下浸水対策や設備改修が必要。また、行政機能の分散解消に向けた今後の対応やリスク分散に関して方策を明示する必要がある。 ②災害時に活用できる屋外スペースについて、他のスペースの確保(県と調整してとりぎん文化会館のスペースを活用するなど)が必要。災害対策本部と連携するための通信設備等の対応が必要。	①市民の庁舎間移動について対策(複数の庁舎に同等機能が有る窓口を確保など)が必要である。 ②市民が必要な手続きを行うための理由で来庁している現状があるが、市民が集い、交流が進むためのスペースを確保することが望ましい。	①財政計画に織り込み済の庁舎整備事業費の前提 ・第9次総合計画では新築移転の事業費を想定 ②公債費の推移、整備費償還の占める割合 ・市の公債費(毎年の借入金返済額)約115億円(平成24年度実績) ⇒約85億円(平成44年度見込) ・市の借入金残高(一般会計)約1,050億円(平成24年度実績) ⇒約850億円(平成44年度見込)
新築移転案(旧市立病院跡地)	①災害対策拠点本部として必要な機能は、満たすことができる。ただし、駅南庁舎を現状どおり行政事務機能に利用する場合、行政機能のリスク分散に関して方策を明示する必要がある。 ②建物以外の部分が多く確保でき、救援物資や車両、ボランティアの受け入れなど多用途に利用できることから、災害対策スペースの確保がしやすい。	①庁舎機能の統合の度合いに応じ、市民の庁舎間移動を削減することが可能である。 ②市民が必要な手続きを行うための理由で来庁している現状があるが、市民が集い、交流が進むためのスペースを確保することが望ましい。	・合併特例債の活用額と返済額が、市の毎年の借入金返済額の合計に占める割合(金利1.7%、1年据置20年償還で試算) 活用額100億の場合:約1.5%(実質負担額約1.76億円) 活用額50億の場合:約0.8%(実質負担額約0.88億円) 活用額20億の場合:約0.3%(実質負担額約0.35億円)
現地新築案(現在の本庁舎敷地)	①災害対策拠点本部は、新築移転案(旧市立病院跡地)の①に同じ。 ②屋外スペースは、現本庁舎の耐震改修及び一部増築案の②に同じ。		③一定の基準の元(左記参照)、ライフサイクルコストを試算し、財政に与える影響を推計する必要がある。

鳥取市庁舎整備に関する報告書(概要)

平成25年5月
鳥取市庁舎整備専門家委員会

はじめに

鳥取市庁舎の整備については、平成24年5月20日に住民投票が行われ、同年12月20日には市議会の特別委員会が最終報告を行いました。しかしながら、そこでは結論として具体的な方向性は示されませんでした。

これらの経緯を踏まえ、平成25年1月16日の条例制定により、市及び市議会が鳥取市庁舎整備専門家委員会(以下「委員会」という。)の設置を決定しました。条例において、委員会は庁舎整備に関し、「庁舎の果たすべき役割及び機能」「庁舎整備の基本的な方策及び効果」などについて、「専門的立場から客観的な視点で必要な調査及び審議を行う」とされています。

どのような政策も、本来、効果と費用を合わせて検討の上、判断すべきものであり、重要な政策や事業についてはとりわけ、客観的な検討に必要な情報・データを用意し、判断材料を明確にすることが求められます。判断の時点で明確にできないことがあれば、そのことを明らかにしなければなりません。

しかし市庁舎の整備を巡っては、残念ながら、当初の新築か耐震改修かの検討、住民投票条例の検討から実施、住民投票後の耐震改修案の検討、何れの段階においても俯瞰的な検討や議論が必ずしも十分に行われたとは言えず、市民への情報提供・説明もまた十分ではなかったと言わざるを得ません。結果として市民の戸惑いや行政不信に繋がるものとなっています。

私たちは、条例に基づく委員会としての役割を明確にするための協議を行いその結果、あらゆる選択肢を排除することなく、専門的・客観的な立場から議論を尽くし、市が整備方針を決定するうえで判断材料となる資料を提供することが役割であることを確認し、議論を進めてきました。

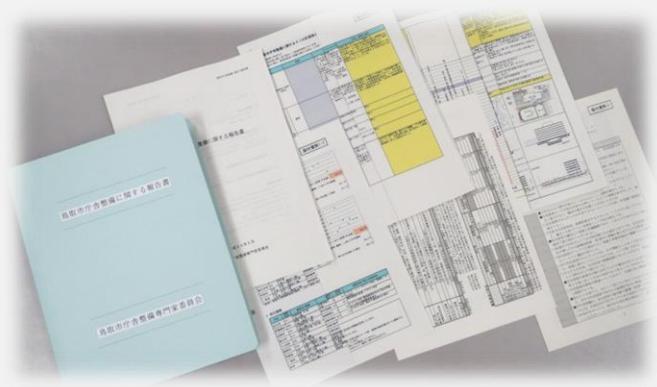
市庁舎整備の方向性を定めるに当たっては、整備によって実現できる機能と要する費用をできるだけ明確にして判断することが求められます。そこで委員会では、まず第1段階として、①市庁舎整備の効果について、機能として分類の上

これまで市や市議会において既に調査検討が行われてきた市庁舎整備案を比較することで整理し、②要する費用については、検討初期の具体的な数字は暫定的にならざるを得ず、具体的な設計を経てはじめて確定するものであることを確認するとともに、ライフサイクルコスト(建設から解体まで、その建物に要する生涯経費)の重要性を確認しました。

続く第2段階では、市庁舎として実現することが望ましい機能を整理するとともに、客観的な指標を明らかにし、主たる方策を挙げて比較対照しました。

また、委員会の議論の過程において、市庁舎整備のあり方を考えるうえで、現時点の市民の意識が重要であると意見がまとまり、市民意識調査を実施しました。その結果、市庁舎整備に関する市民の意識とその背景を把握することができました。

これらを踏まえ、市庁舎整備の方針決定に当たって判断が必要となる事項をまとめましたので報告します。



市庁舎整備の方策検討に当たっての整理の視点

他都市の庁舎整備状況の調査や、財政、防災、まちづくり、行政機能など個別項目の議論を通じ、市庁舎整備の方策検討に当たって必要となる、市庁舎に求められる機能や役割を整理(整理の視点:必須条件、他都市事例、市の実情(市民

ニーズ、前提となる数値、これまでの検討状況など))するとともに、客観的な指標などを明らかにしました。

整理の視点
◆防災機能 【災害対策拠点】 ■指標(国などが定める参考となる指標) 構造体：I類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類 発災期から災害沈静期まで(3日間)の拠点機能維持 ・ライフライン(非常用電源の72時間連続運転など)の確保 ・浸水対策のため電気設備は上階にあることが望ましい 【建物内の防災スペース】 ■必須条件(法律などで必須となる条件) 災害対策諸室の確保(災害対策本部室、備蓄倉庫など) ■他都市事例 ・289㎡※他都市の事例の中央値(阪神淡路大震災以降に建設の庁舎) 【災害時に活用できる屋外スペース】 ■指標 災害対策スペースの確保(救援物資、車両、ボランティアなどの受入れ、ベースキャンプ機能など) 国土交通省の基準(建築面積の2.5倍が敷地面積の標準)
◆行政事務機能に必要な面積(職員一人当たりの面積) ■指標 総務省基準(計算式によって算定すると鳥取市の場合は約24.6㎡) ■他都市事例(他都市の庁舎整備事例の調査結果) 耐震改修(バリアフリー円滑化基準対応)：約18.0㎡ ・この面積は、会議室、書庫倉庫、情報保護に配慮した窓口、相談受付スペースなどが必要程度確保できているかどうか不明 新築(バリアフリー誘導基準対応)：約24.4㎡ ・この面積は、上記に記載のスペースが必要程度確保されていると思われる(総務省基準を参考にしているため)
◆市民サービス機能 【窓口機能(統合・分散)】 ■市の実情 統合、分散による影響(本庁舎と駅南庁舎から各庁舎への案内件数(平成23、24年度は共に約4,500件)) 【窓口スペース、相談受付スペース】 ■必須条件 情報保護対策(個人、行政)が必要

整理の視点
◆アクセス(庁舎の場所) ■指標 (地方自治法)住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
◆駐車場 ■指標 総務省基準：1台当り面積：25㎡(屋外駐車場) 車いす使用者用駐車施設の確保
◆バリアフリー ■他都市事例 新築：多くの自治体が誘導基準(好ましい基準)を採用 改修：多くの自治体が円滑化基準(法律上、対応が必要な最低限の基準、ただし改修の場合は義務付け無し)へ対応 ※利用者の意見を踏まえ整備(または管理・運用)することが重要
◆工事期間中の対応 ■必須条件 行政、窓口、防災の機能維持 利用者の安全確保 駐車場の確保
◆ライフサイクルコスト(建設費等) 基準を統一するため全て設計単価を採用 【新築(免震)】 約33万円～約35万円/延床面積当り(岩国市、西尾市、青梅市、刈谷市、福島市の設計単価) 【耐震改修(免震)】 約97万円～約102万円/建築面積当たり (現地確認し積算した建築士事務所協会、日本設計の設計単価) 参考：厚木市免震改修 約135.4万円/建築面積当たり(実績単価、その他改修費含む)
◆ライフサイクルコスト(維持管理費) ・耐震改修部分 19,287円/㎡・年(延床面積当たり) ・新築部分 13,940円/㎡・年(延床面積当たり) ※維持管理費の単価は、同じ条件で比較するために仮に耐用年数65年を想定し試算したもの。 【統合、分散による影響】 ・人件費、物件費の増減を勘案することが必要
◆地域経済効果 ・地域経済への効果を勘案することが必要
◆まちづくり ・まちづくりへの影響、効果を勘案することが必要

委員のコメント ～ 議論を振り返って～



中立な立場で客観的な議論をするということで進め、市民の皆さんの意識も一定程度把握することができました。

市庁舎の議論においては、いくつかの段階で、なされるべきことがなされておらず、我々委員会の議論により、これまで欠けていた部分を埋める、一定の大きさのピースができたように思います。もちろん、まだなされるべきことでなされていないこともあるかもしれませんが、今後、市や市議会でも検討されることと思います。

我々の委員会の議論も踏まえ、市と市議会において、しっかりと判断していただきたいと思えます。

小野 達也 委員長

市民の皆さんの意見を読むと、迅速な決断と実行が求められていることが分かります。

建築を計画するときの宿命として、100%誰にとっても満足ということはありません。同じ条件でも答えがたくさんあるのが建築であり、費用の議論など、難しい部分もありました。

委員会で出た重要なポイントは、費用、機能、そして住民投票の結果についても多く寄せられた市民の意見、これらに市と市議会がどのように答えるのかがとても重要であり、ぜひしっかりと話し合っていたきたいと思えます。

そのうえで、この委員会でまとめた整理、市民意見を十分活用していただきたいと思えます。

遠藤由美子 委員長代理

耐震改修、新築移転、どちらが良いと考える人も、決して値段を高くしようと考えているわけではないと思っています。安くてもいいものを、そして市民にとって必要な機能が充実することを願っているのではないのでしょうか。

庁舎整備にあたっては、地元発注を通じて、地元への経済効果が出来る限り大きくなることを望みます。庁舎は市民の財産であり、みんなのものです。市民も市長も市議会も、将来を見越して、お互いが信頼し合って話を進めるべきだと考えています。

これからの市の発展を願っています。

河毛 寛 委員

住民投票以降の経過を見ると、どういう案を提示するかが重要であり、案を作る段階で市民的な視点、第三者的な意見を入れ、わかりやすく判断がしやすい、判断材料として正確なものを作るべきだったように思います。

庁舎整備は選択の問題であり、どの判断が悪いというものではありません。各案について、委員会の役割として、客観的にその特性を明らかにすることができたと感じています。

寄せられた市民の皆さんからの意見には、いつまでやっているのかというものも多くありました。今回の委員会の報告書を参考に、早く方向性が出るよう願っています。

河原 正彦 委員

議論が進んでいくなかで、これまでの経緯についてわかりにくかったところが整理でき、市民の皆さんからも、ある程度わかりやすいものになったように思います。

また、専門家委員会のことが、新聞等にも掲載されることもあり、庁舎のことが市民の皆さんに意識してもらえるようになったのでは、と思います。

防災的なこととしては、いざというときに多くの人を助けることができ、すぐに手が差し伸べられるような市役所にしていきたいと思えます。

西村登志子 委員

耐震改修であれ新築であれ、有事の際に機能を発揮、持続できることが必要です。

災害対策を保険に例えるとすれば、掛金が高いほど戻ってくるものは大きいのですが、何も無い時は何の恩恵もありません。お金をかければ、何かあったときに事業継続ができます。

市民の皆さんの意見の多くは平時に対するものでした。有事にどのようなサービスが受けられるのか、情報が不足していたように思います。

どこまで市民の皆さんが求めているのか、最小限の合意できることを、まずははっきりとさせ、どういうかたちのものかいいか決めたほうがいいのか、と感じました。

松見 吉晴 委員

障がい者の方々、高齢者の方々にも利用しやすい庁舎とは、と考えてきました。

庁舎がバリアフリーの基準に適合しなければならないのは、当然の考えです。しかし基準に適合した建物、道路などと言われているものでも、いざ障がい者が利用しようとしたら使いにくい、車いすが入らない、すれ違えない、段差が越えられないなど、いろいろな問題に遭遇します。

基準さえ適合すればよいというのではなく、廊下、トイレ、部屋などのスペースについては、十分に取れるような考え方で対応したいと思えます。

松本 正雄 委員

鳥取市庁舎整備専門家委員会開催経過（第1回～第12回）

日付	概要
第1回委員会 平成25年1月31日(木) 17:00～19:00 とりぎん文化会館第2会議室 傍聴者12人	<ul style="list-style-type: none"> 委員長、委員長代理の選出 委員会の役割の確認 今後議論を進めていくに当り、これまでの調査結果を活用していくことを確認 市民の意識の把握が重要であること、委員会の議論を積極的に情報発信することを確認 など これまでに市や市議会に届けられた市民の意見の確認(以降、毎回報告を受ける)
第2回委員会 平成25年2月12日(火) 13:30～15:40 鳥取産業会館5階大会議室 傍聴者15人	<ul style="list-style-type: none"> 既に調査・検討された4つの市庁舎整備案の整理 庁舎利用の現状(窓口、駐車場など)の再確認 庁舎の耐用年数について議論 など
第3回委員会 平成25年2月22日(金) 14:00～16:25 鳥取市文化センター2階大会議室 傍聴者17人	<ul style="list-style-type: none"> 既に調査・検討された4つの市庁舎整備案の整理 市民サービス、庁舎のバリアフリー対応、機能や面積、ライフサイクルコスト、地域経済効果について議論 委員会の休日開催について検討 など
第4回委員会 平成25年3月8日(金) 14:00～17:10 鳥取市文化センター2階大会議室 傍聴者15人	<ul style="list-style-type: none"> 既に調査・検討された4つの市庁舎整備案の整理 地域経済効果について整理 鳥取市の財政の報告を受け、質疑 市民意識を行う方針とし、時期や内容は今後議論することを確認 など
第5回委員会 平成25年3月18日(月) 14:00～16:10 鳥取市文化センター2階大会議室 傍聴者14人	<ul style="list-style-type: none"> 既に調査・検討された4つの市庁舎整備案の整理 既に調査・検討された耐震改修案(3案)をできる限り詳細に整理していくことを確認 庁舎整備の関連事業、まちづくり、ライフサイクルコストについて議論 鳥取市の防災体制の報告を受け、質疑 など
第6回委員会 平成25年3月28日(木) 14:00～17:05 市役所本庁舎6階全員協議室 傍聴者20人	<ul style="list-style-type: none"> 既に調査・検討された4つの市庁舎整備案の整理 既に調査・検討された耐震改修案(3案)の整理 他都市(特例市)の庁舎整備状況調査結果の確認 鳥取市のまちづくりの報告を受け、質疑 市民意識の調査の議論 など

日付	概要
第7回・第8回委員会 平成25年4月7日(日) 10:00～11:50(第7回) 13:20～15:30(第8回) 市役所本庁舎6階全員協議室 傍聴者20人	<ul style="list-style-type: none"> 既に調査・検討された4つの市庁舎整備案の整理 甲府市、伊勢崎市の庁舎整備状況の詳細な報告を受け、質疑 他都市(特例市)の庁舎整備状況調査結果の整理 執務を行う建物としての市庁舎の現状について報告を受け、質疑 市民意識の調査の内容、時期の議論 今後の議論の進め方の確認 など
第9回委員会 平成25年4月19日(金) 14:00～16:15 鳥取市文化センター2階大会議室 傍聴者11人	<ul style="list-style-type: none"> 既に調査・検討された4つの市庁舎整備案の整理 市民意識調査の役割、位置付けについて確認 市庁舎整備の比較の視点と比較イメージについて議論 災害対策拠点として市庁舎が必要な防災機能について整理 など
第10回委員会 平成25年5月2日(木) 9:30～11:45 市役所本庁舎6階全員協議室 傍聴者17人	<ul style="list-style-type: none"> 既に調査・検討された4つの市庁舎整備案の整理 届けられた提案、提言の広報について議論(可能な分量でニュースに掲載) 市庁舎整備の方策について、具体的に想定される内容を議論 工事期間中の行政、窓口、防災機能の維持について整理 他都市(特例市)の庁舎整備状況調査結果をもとに機能別面積(行政事務機能、議会機能、防災機能)を整理 など
第11回委員会 平成25年5月12日(日) 13:30～15:55 市役所本庁舎6階全員協議室 傍聴者15人	<ul style="list-style-type: none"> ランニングコスト(維持管理費など)の基準について確認し、考え方について議論 工事期間中の行政、窓口、防災機能の維持について整理 市民意識調査(速報版)にもとづき、概要(調査の目的、回収率など)、結果について報告し議論 報告書のまとめ方について議論
第12回委員会 平成25年5月24日(金) 13:00～14:45 とりぎん文化会館第2会議室 傍聴者23人	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査報告書(速報版)に解説を加えるとともに、追加分析を行った市民意識調査報告書(案)について議論 鳥取市庁舎整備専門家委員会報告書(案)の内容について議論

議論の内容、資料など公表しています！

第1回から第12回まで、委員会の内容は、鳥取市インターネット放送局でご覧いただくことができます。委員会の報告書は、市役所本庁舎、駅南庁舎、各総合支所などで閲覧できます。また、報告書、これまでの委員会資料、専門家委員会ニュースは、鳥取市ホームページで公開していますので、ご覧ください。